



「児童手当等の額の改定の請求及び届出」の対象者

増額の場合 :

既に児童手当等を受給している人で、具体的には次のような例があります。

- ・新たにお子さんが生まれ支給対象児童が増えた
- ・養子縁組等により監護する支給対象児童が増えた（再婚による配偶者のお子さんとの養子縁組含む）
- ・施設や里親に入所・措置されていたお子さんを監護するようになり支給対象児童が増えた
- ・海外で暮らしていたお子さんが転入し監護するようになり支給対象児童が増えた

減額の場合 :

既に児童手当等を受給している人で具体的には次のような例があります。

- ・支給対象児童の一部が施設や里親に入所・措置されて支給対象児童が減った
- ・配偶者との離婚に伴い支給対象児童の一部と別世帯になり支給対象児童が減った
- ・お子さんが死亡し、監護している支給対象児童が減った
- ・お子さんを監護しなくなった
- ・支給対象児童が国外に転出（留学は除く）して監護しているお子さんが減った